

I 政治資金規正法の対象

1 政治資金規正法の目的は何ですか。

1 目 的

議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的としています（規正法1条）。

政治活動の公明の確保とは、政治活動の実体を国民の前に公開し、いわばガラス張りにすることで国民の不断の監視と批判の下に置くことを意味し、政治資金の公開は、政治活動の公明を確保するための手段です。

また、政治活動の公正の確保とは、さらに積極的に社会的・倫理的な正義の実現を期することを意味し、政治資金の授受を量的・質的に規正することは、政治活動の公正を確保する手段であるといえます。

2 基本理念

本法の運用にあたっては、「政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない」ことを基本理念とし、そのうえで政治団体に対して、「その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行うべきこと」を義務付けています（規正法2条）。

2 政治資金をなぜ規制するのですか。

政治活動は、憲法で保障するように本来自由なものです。現在の我が国の政治形態は、国民主権の原理の下に、選挙を通じて選ばれた代表によって構成される議会が、国民の意思を体現しつつ国政を運営していく議会制民主主義を採用しています。

議会制民主主義においては、選挙を通じて表明された国民の意思により政府が形成され、国政の方向が定められることを理念としていますが、現実的には、政党、政治団体、そして公職の候補者の政治活動によって国民の意思や利益が組織化され、政治の場に表明されています。また、議会制民主主義においては、選挙を通じて国民の代表である議員が選出され、議会における多数派を基礎として政治が運営されるということで、選挙時や日常の政治活動に関して多額の政治資金を要するのが通常となっています。

このため、政党や政治団体、公職の候補者にとっても、政治資金をどのように調達するかはきわめて現実的かつ重要な課題となっており、そこに政治資金を巡って癒着や政治腐敗が生じる可能性が存在しています。

我が国の規正法は、戦後の民主化の中で政治事情が混迷を続け政治的腐敗行為が続出したことから、政治資金による政治腐敗の防止を図るため昭和 23 年に議員立法という形で成立した法律です。

しかし、その後に発生した「黒い霧事件」などの反省から、法の改正によって、政治資金そのものを量的・質的に規制していく規制法としての性格を強めました。

さらに「ロッキード事件」や「リクルート事件」といった政治資金にまつわる疑惑問題がたびたび発生したことから、企業献金についての規制がさらに強化されました。

また規正法は、政治団体の届出をする前に「政治活動のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない。」（規正法 8 条）と定め、政治団体としての届出前に政治活動のための寄附の收受及び支出を禁止することによって政治活動の公明と公正を期そうとしています。

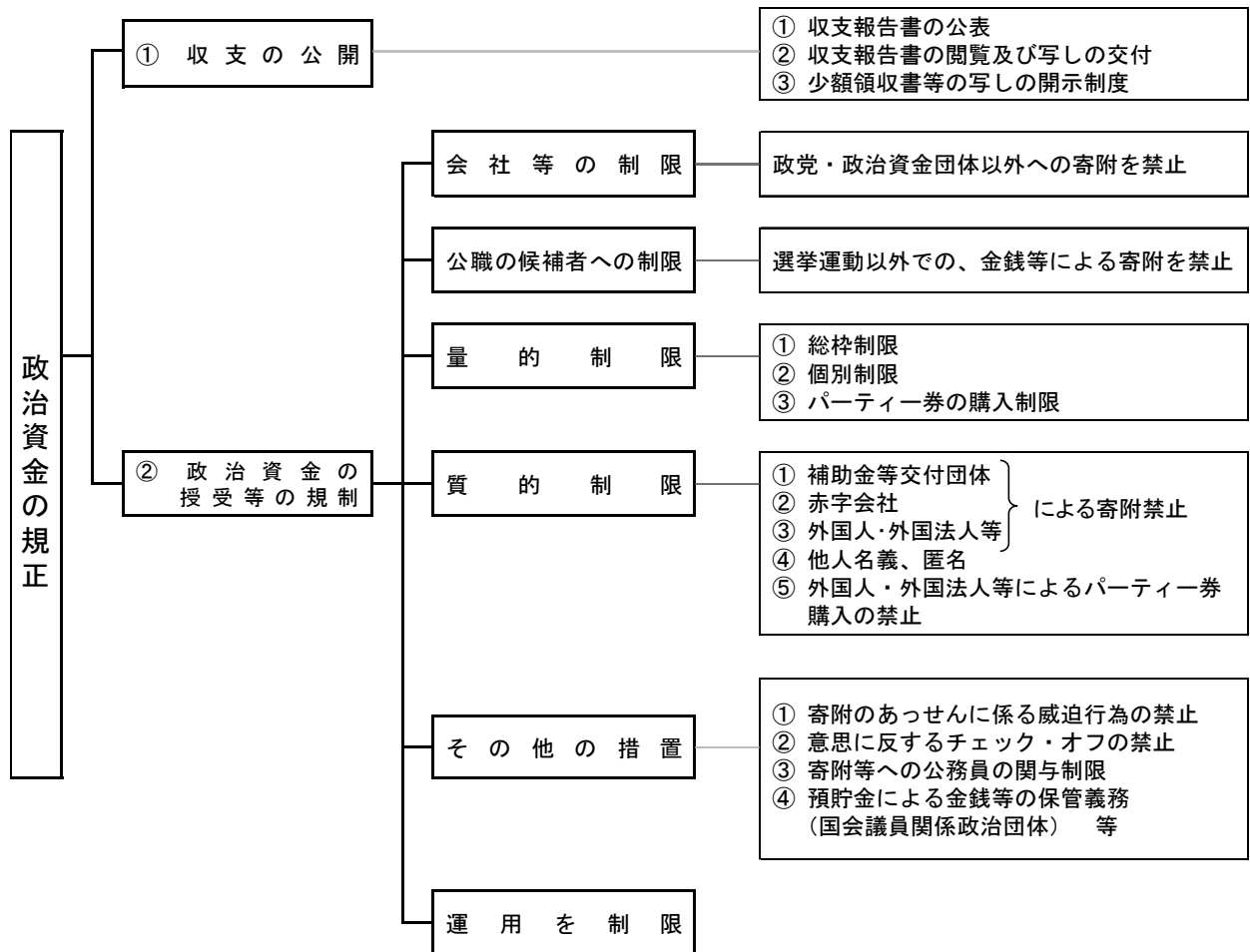
平成 19 年には、政治資金の使途に関する疑惑を契機に、国会議員関係政治団体について、登録政治資金監査人による政治資金監査の義務付け、収支報告における明細の記載基準額の引き下げ等が行われたほか、少額領収書等の写しの開示制度が創設され、収支報告の適正の確保や透明性の向上が図られました。

また、令和 6 年には政治資金パーティー収入の不記載問題が大きく取り上げられたことを契機に、国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化、政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準額の引下げ、政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止等、種々の改正が行われました。

3 政治資金には具体的にどのような規制がありますか。

政治資金の規正には、①「政治資金の流れを公開」すること、②「政治資金のやりとりを直接制限」することの二つの考え方があります。

(図 1)



1 政治資金の流れを公開

規正法は、政治団体の会計責任者に対し、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における政治資金の収入、支出、翌年への繰越額や資産等を記載した報告書を作成し、これを都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならないと規定しています。

収支報告書は、原則として提出された年の11月30日までにインターネットにより公表され、公表から3年間、閲覧及び写しの交付の対象となります。

また、政党本部・政治資金団体及び国会議員関係政治団体の収支報告書の情報については、総務大臣が収支報告書が公表されている期間中は、データベースを用い

た公表を行います。

※データベースによる公表は、令和 10 年 4 月 1 日までに開始されます。

2 政治資金のやりとりを直接制限

政治資金の流れを規正する一番大きなものは、寄附等に関する制限です。規正法は次のような制限をしています。

(1) 寄附者と寄附の対象者の制限

会社、労働組合及びその他の団体（政治団体を除く。）は、政党、政党支部及び政治資金団体以外の者への「政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附」が禁止されています（規正法 21 条）。

また、何人も（※）、公職の候補者に対する「政治活動に関する寄附」は、選挙運動に関するもの以外、金銭等の寄附が禁止されています（規正法 21 条の 2）。

※政党又は政党支部による公職の候補者に対する「政治活動に関する寄附」は令和 9 年 1 月 1 日以降禁止されます。

(2) 寄附の量的制限

寄附の量的制限には、1 人の寄附者が 1 年間にできる寄附額の総量を制限する「総枠制限」（70 ページ参照）と、1 人の寄附者が同一の者に対して 1 年間にできる寄附額を制限する「個別制限」とがあります（71 ページ参照）。

また、政治資金パーティー券の購入についても、一定の額を超える支払いを同様に制限しています（65 ページ参照）。

(3) 寄附の質的制限

寄附の質的制限は、寄附者自体に一定の制限を設けたもので、次のような寄附が制限されています。

- ① 国又は地方公共団体から補助金等の給付金や資本金等の出資を受けている会社等の寄附（75・76 ページ参照）
- ② 三事業年度以上にわたり継続して欠損（赤字）を生じている会社の寄附（77 ページ参照）
- ③ 外国人・外国法人等からの寄附の受領（77 ページ参照）
- ④ 他人名義・匿名による寄附（74・80 ページ参照）

(4) 資金管理団体の不動産取得及び保有の禁止

資金管理団体は、不動産（土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権）を取得し、又は保有してはならないこととされています（規正法 19 条の 2 の 2）。

ただし、改正（平成 19 年 8 月 6 日施行）前に取得している不動産を除きます。

(5) 政治資金の公正な流れを担保するための措置

政治資金の授受が公正に行われる為に、寄附のあつせんをする場合、相手方に対して「業務等の関係を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法であつせんをする行為」や寄附しようとする者に対して「意思に反して、その者の賃金等から控除による方法で寄附を集めること」は禁止されています。

また、公務員がその地位を利用して寄附等を求め、若しくは受け、若しくは他の者が行っている政治活動に関する寄附等に関与することは禁止されています（80 ページ参照）。

(6) 政治資金の運用を制限

政治資金が民主政治の健全な発達を希求して抛出される国民の浄財であることから、政治資金を例えば株式の購入などによる投機的取引で運用することは禁止されており、また、政治団体の会計帳簿に資金の運用状況を記載することを義務付けています（規正法 8 条の 3、9 条）

具体的には、政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者はその者が政党から受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等を、次の方法以外により運用してはならないと規定しています。

① 銀行その他の金融機関への預金又は貯金

② 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得

③ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 1 条 1 項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補てん契約のあるもの